

# 水道事業危機管理マニュアル

平成22年8月

上下水道部 水道整備課

本危機管理マニュアルについては、組織機構等の改正及び想定事例が変更となった場合には、適時修正を行いながら対応する。

## 目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 基本方針	1
3 用語の定義	1
4 危機レベルの区分	2
5 危機レベルの決定	2
6 危機レベルの移行	2
第2章 危機管理体制の整備	
1 危機の未然防止対策の整備	2
2 平常時の体制	2
第3章 危機発生時の対応	
1 職員の出動体制	3
2 対策本部の設置	3
3 対応方針の決定	4
4 役割分担及び緊急配備	4
5 情報の収集及び伝達	4
6 対策の実施	6
7 応援要請	6
8 市民等への周知	6
第4章 事後の対策	
1 危機の収束	7
2 危機収束後の対策	7

別冊 その他の資料・様式

## 第1章 総則

### 1 目的

自然災害、水質事故、テロ等の危機においても、生命や生活のための水の確保が求められている。このため、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに、危機管理についても迅速に対応できる体制の確保が必要である。

このような事態を想定し、危機管理に関する各対策マニュアルを策定して、苫小牧市水道事業（以下「水道事業」という。）における市民の健康や生命及び財産を保護することを目的とする。

### 2 基本方針

水道事業は、市民に安全な飲料水を供給することを目的とした重要なライフラインを管理運営する事業であることから、多様な危機を未然に防止し、危機発生時に迅速かつ効率的な対応ができる体制及び関係機関や他都市との連携体制を構築する。

### 3 用語の定義

- (1) 危機 水道事業における市民の生命に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある災害、事故その他の緊急の事態をいう。
- (2) 危機管理 危機への対応及び危機の未然防止を図る一連の活動をいう。
- (3) 関係機関 厚生労働省、北海道、自衛隊、行政機関、公共機関等をいう。

表1 危機の分類

区 分		事 象
自然災害	1	地震、風水害、土砂災害等
大規模な事故	2	広域的停電事故等
水質事故	3	原水の水質異常
	4	浄水処理における水質異常
	5	配水及び給水における水質異常
施設事故	6	配水幹線事故等による断水・濁水等
	7	水道管の異常を起因とする道路陥没
	8	浄水場、ポンプ場等の異常事態
異常渇水	9	取水河川の渇水
その他	10	水道管の施工中及び既設施設管理中の事故
	11	施設の破壊テロ
	12	サイバーテロ（情報通信ネットワークの障害を含む）
	13	化学物質、細菌等によるテロ
	14	新型インフルエンザ等による人への被害

#### 4 危機レベルの区分

- (1) レベル1 危機の範囲及び市民への影響が比較的小さく、水道事業における対応で措置できる場合。
- (2) レベル2 危機の範囲及び市民への影響が比較的大きく、水道事業及び関係部署と情報交換を行うなど連携して対応する必要がある場合。
- (3) レベル3 危機の範囲及び市民への影響が非常に大きく、苫小牧市全庁体制及び関係機関の応援要請により対応する必要がある場合。

#### 5 危機レベルの決定

上下水道部長は、危機の状況に応じ、速やかに危機レベルを決定するものとする。

#### 6 危機レベルの移行

上下水道部長は、危機の状況の推移に応じ、速やかに危機レベルを移行するものとする。

## 第2章 危機管理体制の整備

### 1 危機の未然防止対策の整備

平常時から、苫小牧市地域防災計画及び苫小牧市水道ビジョンに掲げる施策に基づき、多様な危機を未然に防止するための対策を講ずるものとする。

#### (1) 水道施設・設備の耐震化

経年化した水道施設・設備の更新、老朽化した配水管の布設替え、耐震管の採用、緊急貯水槽の設置など対策を実施し、水道施設の被災時における断水被害の軽減、早期復旧を図るための施設整備を推進する。

#### (2) 水源監視・施設警備

水源の監視や水道施設の警備の強化及び関係機関との連携を強化するとともに、情報収集に努める。

#### (3) 応急給水・応急復旧体制の整備

危機発生時において、応急給水及び施設の応急復旧が速やかに実施できるよう水道事業の体制の整備を図る。

### 2 平常時の体制

#### (1) 危機発生時の連絡体制

水道事業の各課、各浄水場において、緊急時の連絡網を整備する。

#### (2) 情報収集

所属長は、危機を未然に防止するため日常業務を通じ予測される危機等に係る情報の収集に努め、当該情報の整理及び分析を行い危機の未然防止のために必要な措置を講ずる。また、講じた措置については、上下水道部長に報告するとともに水道技術管

理者へ報告する。

(3) 訓練等の実施

危機発生時において、迅速かつ的確な現場対応能力の向上と関係機関との連携・強化を図るため防災訓練等を実施する。

ア 対策本部運営訓練

イ 他都市との合同防災訓練

ウ 応急給水訓練（運搬給水、拠点給水）

エ 広報計画、復旧計画、作業工程作成訓練

オ 机上訓練 職員は水道事業危機管理マニュアル等を確認するなどの机上訓練を行う。

(4) 情報提供

危機管理の施策について市民及び関係機関への情報提供を行い、危機を未然に防止するとともに、危機発生時に必要な災害用飲料水の確保及び危機発生時の通報協力等を得るための積極的な広報に努める。

(5) マニュアルの整備

所属長は、所管する業務についての対策マニュアル等を整備するとともに、その内容について、適宜確認のうえ改定するものとする。この場合、実践的かつ具体的な内容となるよう関係部署との連携を図る。

### 第3章 危機発生時の対応

#### 1 職員の出動体制

(1) 職員は苫小牧市職員災害時行動マニュアルに則り参集する。

(2) 上記以外の危機が発生した場合、上下水道部長はその状況に応じて職員に非常召集を発令し非常勤務を命じる。

(3) 職員は非常召集を受けない場合においても、テレビ、ラジオ等の情報に注視するとともに、危機の状況に応じて自発的参集あるいは上司の指示により自宅待機とする。

#### 2 対策本部等の設置

危機レベルに応じて、苫小牧市水道事業災害対策本部設置要綱及び苫小牧市危機管理指針に基づく対策本部等を設置して、必要な情報分析と対応方針の決定にあたる。

#### 危機管理対応基準

項目	レベル1	レベル2	レベル3
被害範囲	限定的	相当規模	広範囲
市民生活への影響	小さい	中規模	大規模
会議(本部)	水道事業災害対策本部	市緊急事態等対策会議	市危機管理対策本部
会議(本部)長	上下水道部長	市長	市長

対応形態	上下水道部で対策本部(会議)を設置	関係する複数の部局で対策会議を設置	全庁体制で対策本部を設置
対策要員	上下水道部	上下水道部及び関係部局	全庁体制
事務局	上下水道部	危機管理室	危機管理室

### 3 対応方針の決定

水道事業災害対策本部長は、速やかに対応方針を決定するとともに人的被害が発生した場合は危機レベルに応じて関係機関の協力を得、人命の救出及び安全確保を最優先とする。

なお、対応方針に基づき実施する緊急対策については、二次被害の防止のための措置を講ずるとともに、災害時要援護者の安全確保について配慮する。

### 4 役割分担及び緊急配備

各課等の役割分担は、組織機構図による。

### 5 情報の収集及び伝達

情報連絡系統は、「指揮命令系統図」「情報収集・広報連絡図」による。

- (1) 危機の状況の第一報は重要であることを認識し、発信元、発信者、発信時刻、取得手段等を明らかにするよう努める。
- (2) 各班長は、必要に応じて当該危機が発生した現場へ職員を派遣するなど、情報の収集に努める。
- (3) 情報の伝達は、情報入手後速やかに行う。
- (4) 情報の伝達は、原則として面談、電話、防災無線等の口頭による伝達と、ファクシミリ、電子メール等の文書による伝達とを併用して実施する。
- (5) 各機関への伝達

「関係機関との情報連絡体制」「応援要請計画」「市政記者クラブ連絡表」等に基づいて、関係機関等へ速やかに情報を伝達する。

#### ア 災害情報・被害情報等

- ・苫小牧市危機管理対策本部
- ・北海道
- ・厚生労働省
- ・日本水道協会
- ・その他、本部長が必要と認めた機関

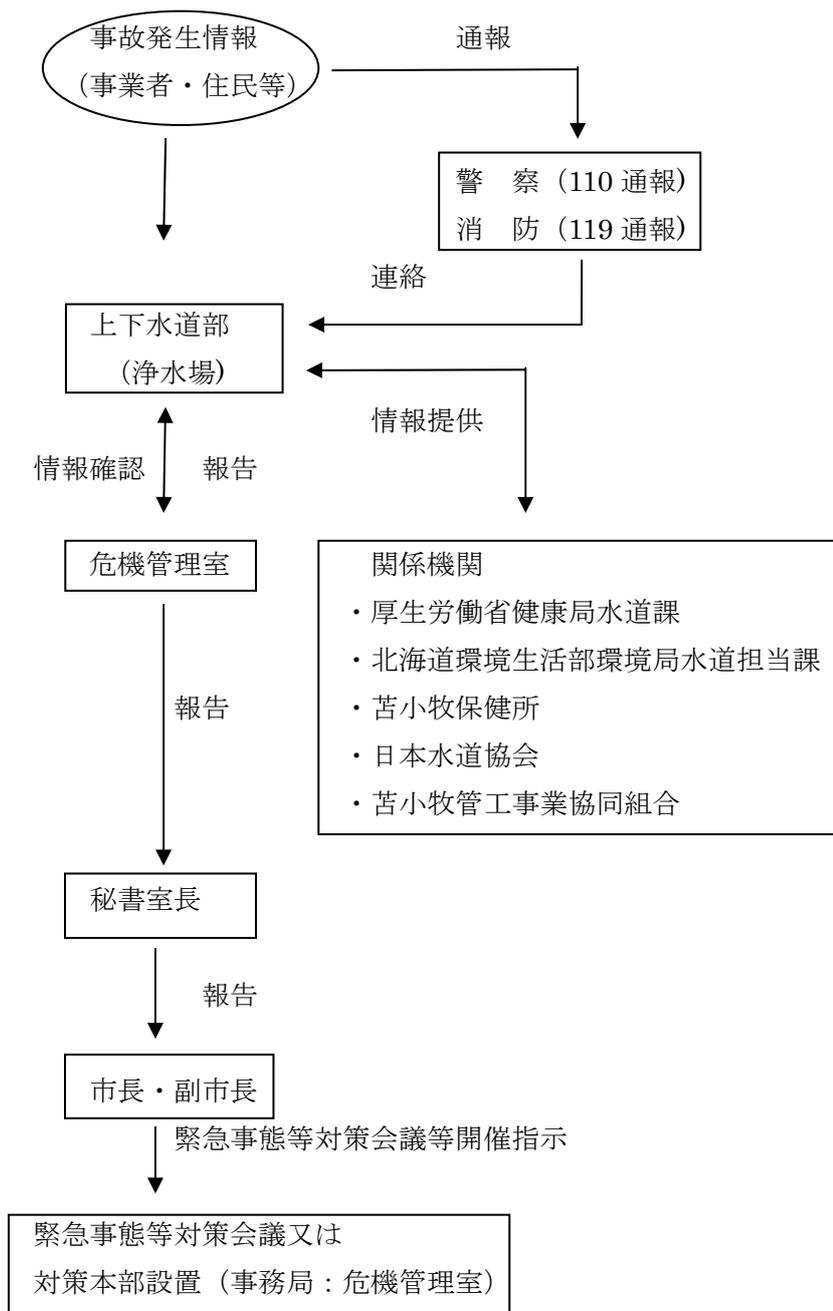
#### イ 情報の統括及び情報提供

- ・情報の統括は水道総務班が行い、各班が同じ情報を共有するものとする。

・情報は、水道事業災害対策本部会議の指示のもとに水道総務班長から提供するものとする。

・現地班が得た情報は、水道事業災害対策本部へ報告し、水道事業災害対策本部会議の了承を得た後に関係機関に提供する。

#### 事故発生時の初動対応・連絡体制（フロー図）



## 6 対策の実施

対策の実施にあたっては、別に定める対策マニュアルなどに基づく必要な対策を実施する。

実施した対策については、上下水道部長に報告する。

### (1) 取水及び給水の停止及び開始

取水及び給水の停止及び開始は、上下水道部長及び水道技術管理者の指示により行う。

なお、停止及び開始の指示は、危機の種類により上下水道部長及び水道技術管理者が決定する。

### (2) 応急給水

応急給水班は、応急給水を速やかに実施するため、水道施設の被害・断水状況、復旧状況及び道路被害状況等を整理し、応急給水計画を策定する。

応急給水に必要な車両（給水車）及び用具の配置については、「車両緊急配備計画及び車両保有状況」による。

### (3) 復旧作業

#### ア 管路の復旧

応急復旧班は、管路の被害・断水状況、復旧状況及び道路被害等の状況等を整理し、管路の応急復旧計画（仮設給水栓設置を含む）を策定する。

#### イ 浄水施設の復旧

浄水施設復旧班は、水道施設の機能が維持されている限り、それぞれの系統に属する給水を続けることを基本とし、併せて、多系統から応援給水が必要となる場合に備え、初期活動における詳細な情報を把握し、迅速かつ適切な応援給水体制の確立を図る。

浄水施設に被害を生じた場合は、被害状況等を整理し浄水施設等応急復旧計画を策定する。

## 7 応援要請

危機発生時には上下水道部を危機対応担当所管部とした初動対応を実施する。

併せて、市危機管理室・関係機関と連携協力して迅速に調査対応するとともに必要に応じて「応援要請計画」に基づく応援を要請して被害の拡大防止を図る。

### 【主な関係機関】

主 な 関 係 機 関	主 な 役 割
厚生労働省健康局	災害情報、被害情報等伝達及び報告
北海道環境生活局水道担当課	災害情報、被害情報等伝達及び報告、応援要請
苫小牧保健所	災害情報、被害情報等伝達及び報告、応援要請
日本水道協会	災害情報、被害情報等伝達及び報告、応援要請
苫小牧管工事業協同組合	応急活動要請

## 8 市民等への周知

事故等発生時の情報の不足及び混乱から生ずる市民及び事業者の不安を軽減・解消するため、事故等の発生状況や応急対策の実施状況、今後の見通し等について報道機関やホームページ等を活用して市民等へ情報提供する。

また、緊急に避難等の指示・勧告及び立入規制について市民に伝達する必要がある場合には広報車等により迅速に広報活動を展開し、市民の安全を確保する。

広報活動に必要な車両（広報車）の配置は、「車両緊急配備計画及び車両保有状況」による。

## 第4章 事後の対策

### 1 危機収束後の対策

次に掲げるところにより、市民生活の早期安定及び都市機能の円滑な回復並びに再発防止の措置を講ずる。

- (1) 安全が確認された場合は、その旨を市民に周知するとともに速やかに報道機関に情報提供する。
- (2) 危機により生じた市民の不安の解消及び安心の回復に努めるとともに、被災住民の救済対策として「市民相談窓口」を開設する。
- (3) 施設に被害が生じた場合は関係機関と連携し、早急に復旧に努める。
- (4) 危機の対応など、その状況を記録し、課題を整理する。
- (5) 危機の収束後、発生した危機対応状況等について検証を行い、再発防止措置を講ずるとともに、必要に応じて、マニュアルの見直しを行う。
- (6) 危機事態等の事故原因者等に対し、関係機関と連携して被災者救済への対応を働きかける。

### 附則

この規定は、平成22年 8月2日から施行する。